

# 島根県報

令和4年10月7日(金)

第 352 号

(毎週火・金曜日発行) https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2 (農業経営課) 農地を利用する権利の設定に関する裁定 2 県営土地改良事業計画の変更 (農村整備課) 2 特定農業用ため池の指定 (農地整備課) 3 特定農業用ため池の指定の解除 ( " ) (森林整備課) 保安林の指定 3 保安林予定森林 ( " ) 4 保安林の指定施業要件の変更 ) " 4

## 【公告】

公共測量の実施 (技術管理課) 5

#### 【特定調達公告】

標準パソコン用マイクロソフトライセンスの調達に係る一般競争入札の落札者等 (情報システム推進課) 5

# 告示

#### 島根県告示第657号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
とも・1 i f e 合同会	訪問介護	とも・らいふ訪問介護	安来市安来町1133番地2	令和4年10月1日
社				

#### 島根県告示第658号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
出雲市神西沖町2440番1	畑	395

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
畑として利用	令和4年11月1日	権利の始期から令和24年10月31日まで	11, 267

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1
- 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
出雲市神西沖町2440番1	中尾 茂太郎	簸川郡湖陵町大字差海1798番地1

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

#### 島根県告示第659号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査 請求をすることができる。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
西谷上地区区画整理事業(県営農地	地整備事業 土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

#### 島根県告示第660号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により、令和4年9月28日付けで特定農業用ため池を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

所 在 地	特定農業用ため池の名称
松江市	殊勝田 4 号池
出雲市	浅柄外9箇所
益田市	タカノス堤外 5 箇所
安来市	美賞田
仁多郡奥出雲町	才ノ峠池
邑智郡川本町	門田
鹿足郡津和野町	堤迫堤

特定農業用ため池の所在地の詳細等は省略し、一覧表を島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

#### 島根県告示第661号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第1項の規定により次の島根県告示で指定した特定農業用ため池の指定を令和4年9月28日付けで次のとおり解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

令和2年島根県告示第481号

	T
所 在 地	特定農業用ため池の名称
松江市	山奥池
出雲市	二又奥外12箇所
安来市	金堀谷
仁多郡奥出雲町	新堤
邑智郡邑南町	水晶外 1 箇所
鹿足郡津和野町	下ノ堤
鹿足郡吉賀町	坂折外 1 箇所

特定農業用ため池の所在地の詳細等は省略し、一覧表を島根県農林水産部農地整備課のホームページに掲載する。

## 島根県告示第662号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において 準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字宇賀字小宇賀1222、1226-1、1227・1228(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、 1228-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第663号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。 令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 飯石郡飯南町下来島2475
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第664号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# <u>公</u> 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
  - 公共測量 (基準点測量)
- 2 作業期間
  - 令和4年9月2日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
  - 隠岐郡隠岐の島町

# 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和4年10月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

標準パソコン用マイクロソフトライセンス調達

Windows 10 Enterprise E 3 50ライセンス (利用期間:令和4年10月1日~令和10年9月30日)

Windows 10 Enterprise E 3 6,050ライセンス (利用期間: 令和5年4月1日~令和10年9月30日)

Microsoft 365 Apps for Enterprise 6,100ライセンス (利用期間:令和7年4月1日~令和10年9月30日)

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

令和4年8月26日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社JECC 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

5 落札金額

552,979,020円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年7月15日